



左から大内家諸掟留書/大内家掟書/大内壁書 〈毛利家文庫27諸家4/近藤清石文庫98(20の15)/毛利家文庫27諸家3〉 **記録・記憶 ①**

大内氏掟書

《大内氏掟書とは？》

大内氏掟書（以下、掟書）は、大内氏が分国を支配するために定めた基本法で、代表的な分国法（家法）の一つとされてきました。しかしながら、詳細に検討すると、掟書は法典ではなく、単行法令などを集めたものです。そして、分国支配のためというよりも、特定の当主の事跡を伝えるためにまとめられた側面が強く、後世には書札礼としても利用されました。

ここでは、そのような掟書の実態について、紹介します。

《名称や種類は？》

掟書の名称は様々で、「大内家諸掟留書」、「大内家掟書」、「大内壁書」などと呼ばれます。

また掟書には、現在のところ少なくとも13種類の伝本が知られており、これらを題名（特に内題）や、首闕の有無、前書、含まれる法令の内容、法令数、配列順

序、書状案文集の有無、奥書等に注目して分類すると、以下の4系統に大別されます（表参照）。

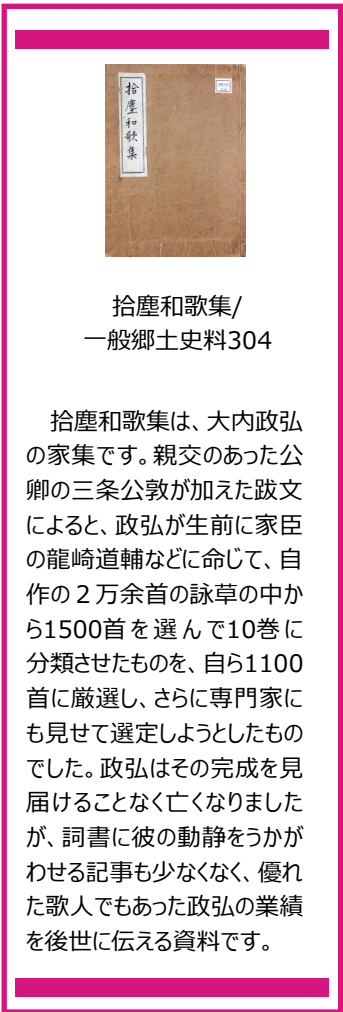
- A 内閣文庫本系 B 前田本系
- C 永田本系 D 布施本系

そして、この4系統の関係は、①ABは比較的近い、②CはABとの間に隔たりがあり、かつABよりはるかに遅れて成立、③Dは他の系統とは全く無関係に、かつよりもさらに遅れて編集された、④もともと原形に近いものはB、だと考えられています。

《いつ誰がまとめたのか？》

掟書の原形がまとめられた時期は、大内政弘が亡くなった明応4年（1495）9月18日からそれほど経たない頃だと考えられています。

編集者については、大内氏の内部資料を利用できる立場にある権力中枢にいた人物であろうと推定されています。とすれば、当時の奉行人であり、大内政弘の側



近・右筆を務め、かつ有職故実にも精通していた相良正任（ただとう）はその最有力候補者といえます。正任その人でなくとも、彼のような資質を持ち、その任にあった人物が、政弘の命を受けて編集にあたったであろうことはほぼ間違いありません。

《内容は？》

大内氏の支配組織に関する規定や、殿中儀礼などの儀礼的な規定、家臣の身分や所領、服務、罪科などに関する規定、鏡山法式などの軍役関係の規定、氷上山興隆寺・今八幡・築山明神など尊敬厚い寺社や宗教に関する規定、撰銭令をはじめとする物価、売買、通貨などの商業・経済に関する規定、鯖川渡・赤間関渡賃などの交通に関する規定、年貢公事に関する規定、山口市中取締の禁制など多岐にわたっています。全体的に他の分国法とも共通した性質を持ち、明らかに鎌倉幕府法の条文に依拠した法令も含まれています。

しかしながら、これらは法典のようなまとまった体系を持っているわけではなく、随時出された個別の単行法令をある時点で寄せ集めたものです。また上記のC系統の掟書の末尾には、明らかに法令とは性質が異なる書状案文（控）がまとめて収録されています。この中には贈物への礼状のように単なる書札礼のほか、琉球との交渉を示すもの、近江鉤（まがり）出陣に関わるもの、家督継承に関わるもの、京都船岡山合戦の詳細を伝える

ものなど、貴重な内容を持つ書状も含まれています。

《何のためにまとめられたのか？》

大内氏の関係史料には「御定法」という言葉が散見されます。しかし、その内容を検討すると、「御定法」とは掟書ではなく、掟書に含まれている場合もある個別の単行法令を指しています。こういった実例や前述した内容上の特徴からは、掟書が分国支配のための法典として作成されたり、機能したものでないことがうかがえます。とすれば、掟書は何のためにまとめられたのでしょうか。

この点注目されるのは、掟書の前書に「就御分国御定法并前々之御法度以下御判物次奉書同壁書等案文、随求出記之」とあることです。掟書が大内政弘没後ほどなく成立したと推定されることを念頭におくと、掟書は「求出」（政弘の指示）によって「御分国御定法」や以前からの「御法度以下御判物」「奉書」「壁書」などの控えを書き記したものであるということになります。

とすれば、政弘の晩年にその意思で編集が始められ、没後に完成したという点で、掟書には家集「拾塵和歌集」との共通性を見出すことも可能です。つまり、病気のために隠居して嫡子の義興に家督を譲ることを決意した政弘が、自らの事績を記録として残し、それを子孫の治世の参考にさせることをも企図した取り組みの一つが掟書の編集ではなかったかと推測されます。

番号	略称	表題		冊数	墨付丁数	法令数	首関	前書	書状案文集	架蔵先	系統
		外題	内題								
1	内閣文庫本	大内家法		1	30	88	○	×	×	国立公文書館内閣文庫	内閣文庫本系
2	群書類従本	大内家壁書		1		88	○	×	×		
3	書陵部本		大内義隆朝臣家壁書 首関	1	29	88	○	×	×	宮内庁書陵部（松岡文庫旧蔵本）	
4	前田家本	書札礼事		1	37	95		○	×	前田育徳会尊経閣文庫	前田本系
5	毛利文庫本	大内家諸掟留書	大内家諸掟留書	1	40	97		○	×	山口県文書館毛利家文庫（27諸家4）	永田本系
6	永田本	大内家掟書 全 大内氏実録土代十五	大内家諸掟留書	1	71	147		○	○	山口県文書館近藤清石文庫/山口県文書館右田毛利家文庫「永田秘録」145（請求番号1577）	
7	多賀本	(外表紙) 大内殿掟制札類 烏田家本 / 大内殿掟制札類 全	(内表紙) 大内殿掟制札類 永享文明長享延徳明応此外有之 全 右年中略有之 (内題) 大内家掟書	1	38	144		○	○	山口県文書館多賀社文庫（181）	
8	世良本	大内殿掟別札類全	大内家掟書	1	38	144		○	○	宮内庁書陵部（松岡文庫旧蔵本）	
9	松田本	大内殿掟書	大内家掟書	1	104	139		○	○	神奈川県藤沢市 松田愛三郎	
10	近藤本	(外表紙) 大内殿掟制札類	(内表紙) 大内殿掟制札類 永享文明長享延徳明応此外有之 右年中略有之 全 (内題) 大内家掟書	1	30	55		○	○	山口県文書館一般郷土史料	
11	長府博本	(題箋) 前々御法度以下御判物并奉書同壁書等案文	前々御法度記之条々	1	73	75		○	○	下関市立歴史博物館	
12	布施本	大内壁書	大内壁書 布施蔵書之写	1	28	48		×	×	山口県文書館毛利家文庫（27諸家3）	布施本系
13	行海本		多々良氏家法全	1	26	36		×	△	山口県文書館多賀社文庫（179）	

表 大内氏掟書一覧